

北条・丹保地区住民説明会

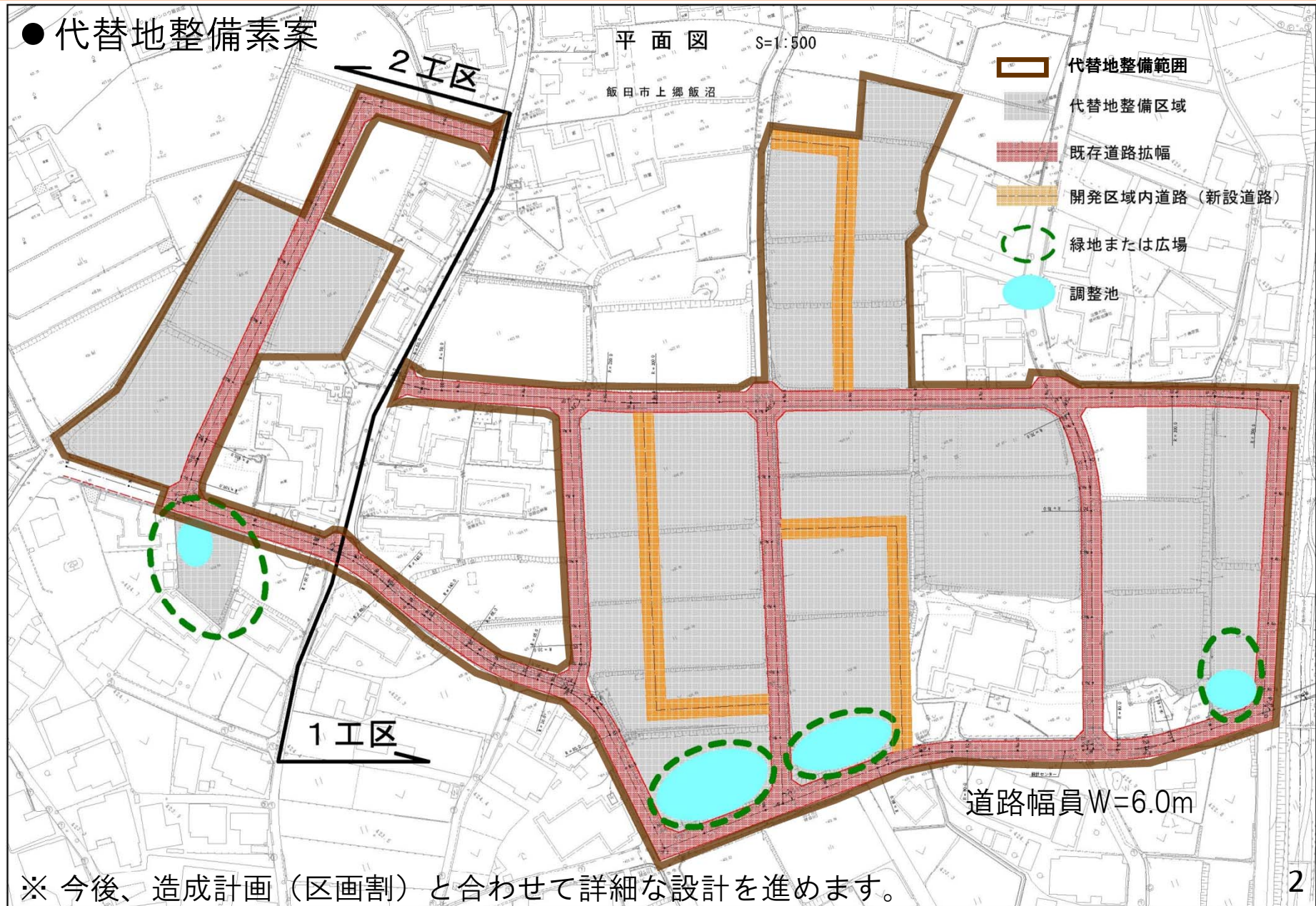
平成30年11月30日（北条振興センター）

平成30年12月 3日（丹保研修センター）

飯田市リニア推進部

丹保北条地区代替地計画素案について

代替地整備素案



代替地整備の概要

◎代替地整備面積等

- 代替地整備区域（平成30年11月末時点）

・ 住宅地造成面積	A=約27,000m ²
・ 公共用地面積（道路、緑地・広場、調整池等）	A=約22,000m ²
	A=約5,000m ²
- 想定整備区画戸数（1区画あたりA=300m²を想定）

	N=70～75区画
--	-----------

◎代替地整備で行う主な工事等

【関連整備】

- 既設道路の拡幅改良工事
- 既存水路（井水）付替工事
- 排水路整備工事（整備が必要となる範囲）
- 水道管敷設工事
- 下水道管敷設工事

【開発行為で必要となる整備】

- 新規道路築造工事
- 緑地または広場整備工事
- 調整池等整備工事

◎農振除外について

- ・ 今回整備をする区域は飯田市が用地を取得し造成するため、農振除外の手続きを行う必要はありません。

◎地区計画について

- ・ 地区計画の策定により、丹保北条地区の最低敷地面積は200m²です。
- ・ 丹保北条地区は、最高の高さ12m（2階～3階程度）、建ぺい率60%、容積率100%です。